27年度決算のあらまし

平成27年度は、東京オリンピック・パラリンピック開催への準備など、新たな行政課題が山積する中で、区民の負託に応えられる50万人都市としての第一歩と位置付け、課題に対して積極的に取り組むとともに、効率的な経費の執行に努めました。

表1 平成27年度　各会計歳入歳出決算状況

区　分	一般会計	国民健康保険会計	介護保険会計	後期高齢者医療会計
A 歳入・歳出予算現額	1,969億40万8千円	617億円	291億5,300万円	80億7,100万円
B 収入済額 (収入率B/A×100)	1,954億2,073万9千円 (99.2%)	619億7,007万8千円 (100.4%)	287億1,612万4千円 (98.5%)	80億3,616万3千円 (99.6%)
C 支出済額 (執行率C/A×100)	1,903億1,961万9千円 (96.7%)	595億8,111万7千円 (96.6%)	272億4,307万9千円 (93.4%)	79億3,531万6千円 (98.3%)
D 差引残額 (形式収支B−C)	51億112万円	23億8,896万1千円	14億7,304万5千円	1億84万7千円
E 翌年度へ繰り越すべき財源	1億5,268万5千円			
実質収支 (D−E)	49億4,843万5千円	23億8,896万1千円	14億7,304万5千円	1億84万7千円

一般会計

一般会計の決算額は、前年度に比べ歳入が7.2%の増、歳出が9.6%の増となりました。内訳は、図1・図2のとおりです。

特別会計

区には、一般会計のほかに3つの特別会計があります。各会計の決算状況については、表1をご覧ください。

区財政の状況

特別区税などの使い道が特定されない収入に対する人件費・扶助費などの固定的な支出の割合を経常収支比率といい、一般的に70～80%が適正水準とされています。平成27年度は、歳入の根幹である特別区交付金や特別区税の増などから、75.9%となり、26年度に引き続き適正水準となりました。

また、使い道が特定されない収入に対する借金の返済額の割合を公債費負担比率といい、平成27年度は2.1%と低い水準を維持しています。

その他、区の借金である特別区債の残高が約326億円であるのに対し、区の貯金である基金のうち、必要なときに取り崩して使う特定目的基金の残高は約944億円と、貯金が借金を上回っています。

図1 平成27年度一般会計歳入決算内訳

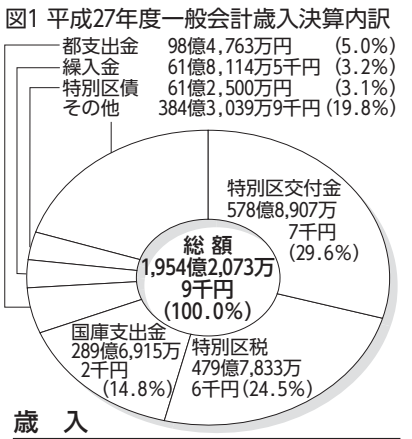

図2 平成27年度一般会計歳出決算内訳

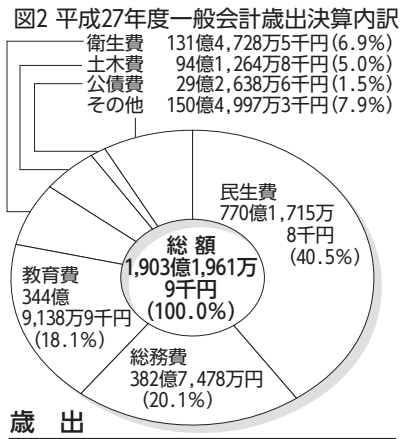

歳　入

特別区交付金	都区財政調整制度に基づいて交付されたお金
特別区税	特別区民税、特別区たばこ税、軽自動車税、入湯税
国庫支出金	区の仕事に対して国から交付されたお金
都支出金	区の仕事に対して都から交付されたお金
繰入金	特定目的基金などを取り崩して活用したお金
特別区債	学校の建設や道路の整備などのための借入金

歳　出

民生費	高齢者や子育て支援など福祉に要した経費
総務費	防災対策や地域振興、庁舎管理などに要した経費
教育費	学校教育や図書館の運営などに要した経費
衛生費	健康増進や公衆衛生、環境対策、清掃事業などに要した経費
土木費	道路・公園の整備やまちづくりなどに要した経費
公債費	特別区債の償還に要した経費

平成27年度決算に基づく健全化判断比率

健全化判断比率は、財政の健全性、透明性を確保するための一つの指標であり、区民の皆さんに区の財政状況について情報提供するものです。

平成27年度決算に基づく本区の健全化判断比率は、表2のとおりで、すべての指標が、財政健全化が必要とされる基準を大きく下回っており、区財政は健全な状態であると言えます 問 財政課予算担当☎3647−1760、FAX3647−9345

表2 平成27年度決算に基づく健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
−% (11.25%)	−% (16.25%)	△4.4% (25.0%)	−% (350.0%)

※実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字額がないため、将来負担比率は実質的な将来負担がないため「−%」となっています。
※（　）内は早期健全化基準で、この数値を上回ると財政健全化計画の策定など、自主的な改善努力が必要となります。
[実質赤字比率] 一般会計の赤字の程度によって、財政運営の深刻度を示す指標
[連結実質赤字比率] 全会計の赤字の程度によって、地方公共団体としての財政運営の深刻度を示す指標
[実質公債費比率] 借入金の返済額およびこれに準じる額の程度によって、資金繰りの危険度を示す指標
[将来負担比率] 将来負担すべき実質的な負債等の程度によって、将来の財政負担の大きさを示す指標

平成27年度あなたが納めた税の使い道（1万円換算）
平成27年度一般会計決算を1万円に換算して目的別に表したものです。

高齢者・障害者福祉に	地域振興やスポーツ振興に	保育所運営や子育て支援に	学校教育や図書館に	健康増進や環境対策・清掃に	道路・公園、まちづくりに	区債の償還に	商工業・観光振興に	議会運営に	防災対策に	国民健康保険の資金などに
2,122円	1,984円	1,924円	1,812円	691円	495円	154円	72円	49円	27円	670円

国民健康保険の届出

健康保険の加入対象が拡大

10月1日から健康保険（社会保険）の加入対象が広がりました。今までは、週30時間以上働く方などが対象でしたが、10月からは週20時間以上働く方などにも対象が広がりました。

これまで勤めながら国民健康保険に加入していた方も、職場の健康保険に加入したときは、国民健康保険をやめる届出が必要です。勤め先の会社が届出を代行することはありません。国民健康保険証を資格喪失後に誤って使用された場合は、医療費を返還することになりますのでご注意ください。

社会保険の適用拡大についての詳細は、厚生労働省のホームページ（HP http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/2810tekiyoukakudai/）をご覧いただくか、年金事務所にお問合せください。

[社会保険適用拡大の問合先]
江東年金事務所
☎(3683)1231
FAX(3681)6549

[国民健康保険の問合先]
医療保険課資格相談係
☎(3647)3167
FAX(3647)8443

チャイルドシートレンタル、児童・幼児用自転車ヘルメット購入のあっせんを実施

ぜひご利用を

道路交通法では6歳未満のこどもを自動車に乗せる場合は、チャイルドシート使用を義務づけています。また、13歳未満の児童・幼児の自転車乗車時のヘルメット着用を努力義務としています。

チャイルドシートレンタルあっせん

昨年行われた全国調査では、6歳未満のこどものチャイルドシート着用率は62・7%で、着用率の向上が課題となっています。チャイルドシートは、こどもの体格に合ったものを適正に使用することで、事故発生時の被害を軽減することができます。

区のチャイルドシートレンタルあっせん事業では、乳児、幼児、児童用など計14種を取りそろえ、通常料金より最大25%引きでレンタルすることができます。また、出産前の15日間無料サービスを利用すれば、母子退院の際すぐに使用できます。専門業者がご自宅までお伺いして無料で取り付け、適切な使用方法を説明しますので、ご利用ください。

人 区内在住の方
申 電話で（株）愛育ベビー
☎0120(350)540（一般固定電話）
☎048(469)2221（携帯電話・PHS）
※区内在住であることをお伝えください。

児童・幼児用自転車ヘルメット購入あっせん

8月末現在、都内の自転車乗車中の事故による死者数は19人（うち13歳未満のこどもは2人）となっています。自転車事故による死者および重傷者の多くは頭部損傷によるものです。自分が安全に自転車を利用していても事故に遭うことがあります。自転車の幼児座席にこどもを乗せる場合も、こども自身が自転車に乗る場合も、ヘルメットを着用しましょう。

区では、区内の自転車販売店にご協力いただき、児童・幼児用ヘルメット購入のあっせんを行っています。店舗により店頭価格からの割引やポイント付与などの特典をご用意しています。

人 区内在住の方
申 左表のあっせん事業協賛店舗へ※購入時に区内在住であるとわかるものをご提示ください。
問 交通対策課交通係
☎(3647)4784
FAX(3647)9287

店名	所在地	電話
(株)シラカワ・サービス	森下1−16−11	3631−7580
信興産業	白河3−3−14	3641−6478
(有)葵ホンダ	永代2−31−9	3630−1882
自転車やりんりん門前仲町店	冬木15−9	5639−9211
中野サイクル商会	毛利1−7−1	3631−2506
自転車やりんりん亀戸店	亀戸6−55−17	5836−1901
サイクルセンターニシヤマ	大島4−1−7−107	3638−1974
(有)和光輪業商会	大島5−6−12	3681−9221
佐藤自転車店	大島8−42−10	3682−2729
玉田輪店	東砂4−22−8	3644−7737